

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

◇ 渡切交際費について

Q: 社長に営業活動資金として毎期一定額を支給しようと思いますが、交際費となりますか。

A: 社長に対する金銭の支出で、営業活動に使われるもののうち、その用途、使用金額について清算されないものは、渡切交際費といい、毎月定額であれば役員報酬となり、臨時的なものであれば役員賞与になります。

したがって、ご質問の場合は、交際費にはならず社長の役員報酬になります。これに対して、社長に支給したものでどうか分からず、会社が支出した金銭でその費途が明らかでないものは、渡切交際費とはならず、全額損金の額に算入できません。

役員報酬とするためには、社長個人に支給したということを立証できるようにしておくことが大切です。

《節税対策としての渡切交際費》

法人税等の税率と社長個人の所得税等の税率を比較して、法人税等の税率の方が高い場合には、交際費は、渡切交際費として社長に毎月一定額を支給し、社長はここから交際費の支払いをします。

会社は、定期に定額の役員報酬を支払うことで全額損金算入できますし、社長は今後交際費は個人で支払うことになりますが、その分会社から報酬に加算して支給され、所得税等の負担の増額分も含めて支給されれば、個人法人トータルで税負担が軽減されます。収入が多い役員は避け、比較的収入の少ない役員を対象に検討してみるといいでしょう。

